

指定管理者制度の導入状況についてお知らせします。

平成18年9月1日から、
コミュニティセンターなど12施設は、指定管理者制度に移行します。

指定管理者制度とは

公の施設の管理などについて、これまで委託先が公共的団体などに限られていたものを、民間事業者やNPOなどの団体で市が指定した団体に、期間を定めて管理運営を行わせるものです。市の指定を受けて、施設の管理運営を行う団体を「指定管理者」といいます。

制度導入の効果は

利用者へのサービス向上や経費の節減が期待できます。

今後、市では、施設ごとの条件や準備が整い次第、社会経済状況などを考え合わせる中で検討を進め、順次、拡大導入を図っていきます。

施設の利用方法は

指定管理者制度が導入されても、施設の設置目的や利用方法などは変わりません。

市は、施設の管理運営が適切に行われるように、指定管理者に対して指導・監督を行っていきます。

次の施設については、庁内に設置した指定管理者選定委員会において、施設の設置経緯・管理手法・利用実態などを考慮し、これまで施設の管理を行ってきた団体に管理を行わせることが適当であると判断し、公募によらず選定しました。

No.	施設の名称	指定管理者名	指定期間	選定方法	施設所管課
1	南河内仁良川 コミュニティセンター	仁良川コミュニティセンター 運営協議会	平成18年 9月1日 ） 平成21年 3月31日	非公募	生活課 ☎40-5555
2	南河内グリーンタウン コミュニティセンター	グリーンタウンコミュニティ 推進協議会			
3	上町コミュニティセンター	上町コミュニティ推進協議会			
4	栄町コミュニティセンター	栄町コミュニティ推進協議会			
5	石橋駅前コミュニティセンター	石橋駅前コミュニティ推進協議会			
6	石橋中央コミュニティセンター	石橋中央コミュニティ推進協議会			石北地区コミュニティ推進協議会
7	石北コミュニティセンター1号館				
8	石北コミュニティセンター2号館				
9	市民農園	財団法人 南河内町農業公社			産業 振興課 ☎48-2112
10	農村レストラン 「レストハウスしもつけ」	レストハウスしもつけ管理組合			
11	物産館 「淡墨亭」	有限会社 尼寺			
12	グリムの森・館	財団法人 グリムの里いしばし			文化課 ☎52-1120

問い合わせ先

指定管理者制度に関することは、総務企画部企画財政課企画係 ☎40-5552
各施設の概要、選定の経緯などに関することは、各施設の所管課へお問い合わせください。